

と どう ふ けん まど ぐち
都道府県の窓口

れい わ ねん がつ にちげんざい
令和7年6月1日現在

No.	都道府県	窓口	電話・FAX・メールアドレス・ホームページ
1	北海道	旧厚生保健法に係る相談支援センター	電話 0120-031-711 FAX 011-232-4240 hofuku.kodom01@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056(専用) FAX 017-734-8091 kyuuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧厚生保健法補償金等相談窓口	電話 019-624-6015(専用) FAX 019-629-5464 AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2322(専用) FAX 022-211-2591 kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 018-860-1431(専用) FAX 018-860-3821 hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459(専用) FAX 023-625-4294 yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧厚生保健法に関する相談窓口	電話 024-521-8294(専用) FAX 024-521-7747 boshihoken@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧厚生保健法補償金・一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270(専用) FAX 029-301-3264 shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧厚生保健法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777(専用) FAX 048-830-4804 a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501(専用) FAX 043-224-4085 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 03-5320-4206(専用) FAX 03-5388-1401 S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧厚生保健法に関する補償金等支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用) 045-285-0716 FAX 045-210-8860 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/yuse-toiawase.html
15	新潟県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 025-280-5933(専用) 025-285-8757 ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 076-444-3525(専用) FAX 076-444-3493 akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 076-225-1495(専用) FAX 076-225-1423 yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286(こども未来課) 0776-20-0640 kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 055-223-1360(専用) FAX 055-223-1475 kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 026-235-7143(専用) FAX 026-235-7170 yu-sodan@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧厚生保健法補償金等支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877(専用) FAX 058-278-3518 yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 054-221-3157(専用) FAX 054-221-3521 kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 052-954-6009(専用) FAX 052-954-7493 kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 059-224-2260(専用) FAX 059-224-2270 sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口（子育て支援課）	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧厚生保健法補償金等相談ダイヤル	電話 075-451-7100(専用) FAX 075-414-4792 kyuho-hoshokin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 06-6944-8196(専用) FAX 06-6910-6610 ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧厚生保健法専用相談窓口	電話 078-362-3439(専用) FAX 078-362-3913 kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 0742-27-8643(専用) FAX 0742-27-8643 boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 073-441-2657 FAX 073-428-2325 e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧厚生保健法総合相談窓口	電話 0857-26-7145(福祉保健課) 0857-26-8116 yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧厚生保健法補償金等相談窓口	電話 0120-012974(専用)、0852-22-6625(専用) FAX 0852-22-632 yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧厚生保健法相談窓口	電話 086-226-7870(専用) FAX 086-225-7283 yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 082-227-1040(専用) FAX 082-502-3674 fukodom@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 083-933-2946(専用) FAX 083-933-2759 a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 088-621-2300(専用) 088-621-2843 kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 087-832-3900(専用) FAX 087-806-0207 kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧厚生保健法補償金等受付・相談窓口	電話 089-912-2405(健康増進課) 089-912-2399 <

くわしく は こども家庭庁 の 特設サイト や 各都道府県 の ホームページ など を みて ください。

旧優生保護法
補償金等特設サイト

きゅうゆう せい ほう ご ほう ゆう せい しゅ じゅつ じん こう じん しん ちゅうぶつ う かた か ぞく

「旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ」

<https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokoin>

手話字幕動画 も ご覧になれます。

きゅう ゆう せい ほ ご ほう
旧優生保護法 による

こども が できなく なる

手術^{しゅ じゅつ}などを^{ひと}うけた人や

おなか ^{なか} の ^{あか} 中の赤ちゃんを

うめなく された ^{ひと}人 と ^かご ^{ぞく}家族 へ

お^{かね}金を 受けとる ことが できます。

旧優生保護法補償金等支給法 について

れい わ ねん がつ きゅう ゆう せい ほ ご ほう ほ しょう きん とう し きゅう ほう ほう りつ
令和 6 年 1 0 月 に「旧優生保護法補償金等支給法」という 法律 が できました。

この法律は本人の気持ちも聞かれることなく

こどもが できなく なる ^{しゅじゅつ}手術 など を うけたり おなか ^{なか} の 中の

あか 赤ちゃんを うめなく され からだ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を

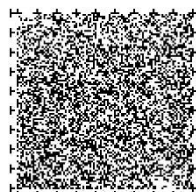
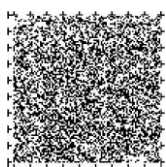
うけた 方々 に対して お金 を 払う こと を 定めています。

被害^{ひがい}をうけた方々^{かたがた}に^{たい}対して^{くに}国として

せきにんをみとめ深くしゃざいします。

こども家庭庁

このマークは、視覚に頼れない方などが使う
音声コード（Uni-Voiceコード）です。



お金^{かね}をうけとること^{こと}ができる人^{ひと}は
どのような人^{ひと}ですか？
また、うけとるお金^{かね}はいくらですか？

補償金^{ほしょうきん}

- こどもができなくなる手術^{しゅじゅつ}などをうけた人^{ひと}
→ 1500万円^{まんえん}です。
- こどもができなくなる手術^{しゅじゅつ}などを
うけた人^{ひと}の結婚相手^{けっこんあいて}
→ 500万円^{まんえん}です。
※本人^{ほんにん}が亡くなっている場合^{ばあい}にはその家族^{かぞく}がうけとることができます。

優生手術等一時金^{ゆうせいしゅじゅつとういちじきん}

- こどもができなくなる手術^{しゅじゅつ}などをうけた人^{ひと}
→ 320万円^{まんえん}です。
※補償金^{ほしょうきん}をうけた場合^{ばあい}もうけとることができます。

人工妊娠中絶一時金^{じんこうにんしんちゅうぜついちじきん}

- おなかの中^{なか}の赤ちゃん^{あかちゃん}をうめなくされた人^{ひと}
→ 200万円^{まんえん}です。
※ 優生手術等一時金^{ゆうせいしゅじゅつとういちじきん}をうけた場合^{ばあい}はうけとることができません。

いつまで手続き^{てつづ}ができますか？

令和^{れいわ}12年^{ねん}の1月^{がつ}16日^{にち}までです。

まずは住^すんでいる都道府県^{とどうふけん}や
こども家庭庁^{かていちょう}の窓口^{まどぐち}に

相談^{そうだん}しましょう。

ご希望^{きぼう}があれば手続き^{てつづ}を
弁護士^{べんごし}が無料^{むりょう}でお手伝い^{てつだ}します。

- 都道府県^{とどうふけん}の窓口^{まどぐち}は次^{つぎ}のページにあります。
- こども家庭庁^{かていちょう}の窓口^{まどぐち}

☎ 電話番号^{でんわばんごう} 03-3595-2575 ☎ FAX^{ふあっくす} 03-3595-2753

✉ メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

🕒 受付時間^{うけつけじかん} 10:00～17:00
(月曜日^{げつようび}から金曜日^{きんようび}。土日祝日^{どにちしゆくじつ} 年末年始^{ねんまつねんし}を除く。)

